

国民年金保険料は遅れずにきちんと納めましょう

国民年金は、老後やもしもの時にあなたの大きな支えとなります。保険料の未納が続くと、老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、納付が遅れることで障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。もしもの時に後悔することのないよう、保険料はきちんと納期内に納めましょう！（納期は翌月末で、2年経過すると時効により納められなくなります。）

国民年金保険料の納付が困難なときは

国民年金には、保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。納付が困難だからといって未納のままにせず、必ず役場の国民年金窓口で手続きを行ってください。

納付が困難なときは	30歳未満の方は	学生の方は
保険料免除制度	若年者納付猶予制度	学生納付猶予制度
経済的な理由などで、保険料を納めることが難しいときに利用できる制度で、申請が承認されると保険料納付の全額又は一部（4分の3、2分の1、4分の1）が免除されます。 保険料免除は、本人と配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下であれば承認されます。	本人が30歳未満であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額についての納付が猶予されます。 納付猶予は、本人と配偶者の前年所得が一定額以下であれば、世帯主の前年所得にかかわらず承認されます。	本人が学生（※）であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。 学生納付特例は、本人の前年所得が一定額以下であれば、配偶者や世帯主の前年の所得にかかわらず承認されます。

（※）対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。また、夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、次の年度も在学予定である場合、4月始めに再申請の用紙が送られてきますので、引き続き学生であれば、必要事項を記入の上ご返送いただければ、学生納付特例が1年間継続されます。

- ★ 保険料免除などの承認された期間は、老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万一の時に障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取る資格期間にも含まれます。
また、失業された方は、離職票や失業保険受給資格者証等を添付すれば、前年の所得に関係なく免除される特例もありますので、必ずご相談ください。

